

平成 25 年度第 2 回愛知県小児救急電話相談事業運営協議会議事概要

- 【日 時】 平成 26 年 3 月 18 日 (火)
午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 【場 所】 愛知県自治センター 4 階 大会議室
- 【出席委員】 9 名 (◎：会長)
◎ 稲坂委員、北條委員、津村委員、岩佐委員、小山委員、岡田委員、
山川委員、清水委員、山崎委員
- 【欠席委員】 3 名
水野委員、都築委員、兵藤委員
- 【オブザーバー】 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課 小川課長
- 【事務局】 5 名
- 【内 容】
- 1 あいさつ (吉田課長)

2 議題 (1) 「平成 25 年 4 月から平成 26 年 2 月の愛知県小児救急電話相談事業の相談件数等について」

○事務局説明

- 資料 1-1 「愛知県小児救急電話相談事業相談件数 (実績)」
- 資料 1-2 「平成 25 年度対応件数等実績」
- 資料 1-3 「平成 26 年 2 月の愛知県小児救急電話相談報告書」
- 資料 1-4 「平成 25 年 4 月～平成 25 年 1 月の医師による対応等について」

(委員発言要旨)

○資料 1-2 の相談電話の対応率が約 92% とあるが、これは相談業務委託先へ転送された相談電話のうち、相談対応できた率である。かかってきた電話のうち、相談業務委託先へ転送に至らなかった件数も含めて計算すると、もっと低い率となる。計算方法によって率が変わってくるが、現在の集計方法だと、92% という数字が一人歩きし、誤解を招いてしまう。

○愛知県には、小児救急電話相談以外に、あいち小児保健医療総合センターの「育児もしもしキャッチ」、名古屋市の「子どもあんしん電話相談」、愛知県医師会が愛知県から受託している「愛知県救急医療情報センター」がある。

小児救急電話相談には家庭での看護力を高める、「育児もしもしキャッチ」と「子どもあんしん電話相談」は子育て相談の中で医療の相談を行う、「愛知県救急医療情報センター」は医療機関を案内する、といったようにそれぞれ目的がある。

それぞれの相談事業の目的を周知して、保護者に使い分けてもらう、ということも考慮してもいいのではないか。

3 議題 (2) 「小児救急電話相談事業の認知状況について」

○事務局説明

資料 2-1 「小児救急電話相談事業の認知状況の調査」

資料 2-2 「小児救急電話相談事業の認知状況の調査結果」

(委員発言要旨)

○いろいろな相談事業があるが、それぞれの相談事業を保護者が使い分けるためにも、別々に相談事業の周知をするのではなく、全ての相談事業を一緒に周知することが必要ではないか。

○相談事業を知っている人が多いと、相談件数も多いという結果である。また、相談事業については、市町村からの情報で知ったという割合が多い。相談が少ない市は、市町村からの周知ができていないということではなく、地域によっては、休日急病診療所など急病の際に行く医療機関の情報が既に周知されており、電話で相談をするより以前に受診するということがある。

○相談事業を市町村からの情報で知ったという人が多いが、市町村では乳幼児健診を受ける際に周知すれば、小さい子を持つ保護者のほとんどに周知できるが、医療機関では、医療機関に来た人しか情報が伝わらない。市町村の周知の仕方により、相談事業の周知の状況が変わってくる。

4 議題 (3) 「小児救急電話相談事業の相談時間について」

○事務局説明

資料 3-1 「救急医療体制等のあり方に関する検討会議報告書」

資料 3-2 「他県の小児救急電話相談実施状況」

資料 3-3 「相談時間外 (23時～翌8時) の入電件数」

(委員発言要旨)

○病院の救急外来には、深夜帯には重症者がくるという印象がある。数は少ないけれども、そうしたニーズを取りこぼさないために、深夜帯の電話相談もやるべきだという議論をしてもいいのではないか。

○相談時間帯の拡大については、事業の予算がからむ話しであり、深夜帯に相談を行うのに予算をつけるか、今の時間帯で相談の電話回線数を増やすのに予算をつけるか、バランスを考え、何に重点をおくか考えるべきである。

○この事業は、もともと、医療機関がやっていない時間帯を補うという趣旨で始まっており、その趣旨からすると、予算の都合で準夜帯だけ実施するというのではなく、空白時間を全てカバーするのが本来だと思う。

5 議題 (4) 「適正受診普及啓発事業について」

○事務局説明

資料4「適正受診普及啓発事業について」

(委員発言要旨)

○健康教育などの啓発をする場合、現在あるガイドラインなどが、時代とともに変わることがあるので、今の内容から今後変わることがないか注意が必要。